

## 開発事業等に伴う埋蔵文化財（遺跡）の取扱い要綱

平成12年3月29日  
香川県教育委員会教育長 決裁

### 1. 目的

本要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下、「法」という。）の趣旨を尊重し、開発事業等に伴う埋蔵文化財（遺跡）の取扱いに係る基本的な基準を定め、埋蔵文化財を適切に保護し、将来への保存を図ることを目的とする。

### 2. 埋蔵文化財として取扱う時代と範囲の決定

埋蔵文化財として取扱う時代・範囲については、それまでに行われた調査の成果に加え、試掘調査・確認調査等によって得られた成果を勘案し、次の事項により決定する。

#### （1）時代による埋蔵文化財の決定

- ① 中世までに属する遺跡は、原則として埋蔵文化財として取扱うこととする。
- ② 近世に属する遺跡については、必要なものを埋蔵文化財として取扱うこととする。
- ③ 近現代の遺跡については、特に重要なものを埋蔵文化財として取扱うこととする。

#### （2）遺構等による埋蔵文化財の範囲の決定

- ① 遺構が単独の場合は、個々の遺構のみを範囲とする。
- ② 遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合は、群全体を範囲とする。
- ③ ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、遺跡の時代や歴史的意味・性格等を勘案して範囲を判断する。
- ④ 広場等の歴史的意味があると考えられた場合は、遺跡の時代や性格等を勘案して、原則として遺跡の範囲に含める。
- ⑤ 顕著な遺構が見られない場合であっても、出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は遺構に含める。
- ⑥ 遺物包含層のみの場合であっても、遺物が顕著に所在する区域は範囲に含める。
- ⑦ 規格性のある区画や類似する性格の遺構が連続しており、一部の遺構のあり方から全体が推定できる場合は、次の事項を総合的に勘案して、範囲を判断する。

ア 地域性

イ 遺構の残存状況

ウ 文字記録等の考古学以外の資料から得られる事項

エ 発掘調査で得られる成果の内容

### 3. 開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いの基準

埋蔵文化財包蔵地において、開発事業等を行う場合の埋蔵文化財の取扱いについては、別表により発掘調査その他の措置を講ずるものとする。

### 4. 非常災害

- （1） 非常災害発生直後の緊急を要する応急措置をとる場合は、法第9.6条及び法第9.7条の規定によって対応するものとする。
- （2） 非常災害に伴う復旧工事の場合は、その緊急性に応じて、調査者の安全を考慮し、被災地住民の生存権及び生活権を確保しながら、可能な限り発掘調査を実施するものとする。

### 附則

本要綱は、平成12年4月1日から施行する。

### 附則

本要綱は、平成17年4月1日から施行する。

以上

別表

埋蔵文化財が受ける影響と 開発工事の種類・内容	埋蔵文化財の取扱い	指示 事項										
<p>① 開発工事等により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合。</p> <p>② 掘削が埋蔵文化財に直接及ぼない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合。</p> <p>③ 恒久的な工作物の設置により、長期間にわたり埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合。</p> <p>④ 一時的な盛土・埋立や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合。</p>	開発事業等に際し、事前に発掘調査を実施し、詳細な記録を作成する。	発掘調査										
<table border="1"> <tr><td>道路・鉄道</td><td>道路・鉄道敷</td></tr> <tr><td>河川等</td><td>堤防敷・低水路</td></tr> <tr><td>ダム</td><td>堤体・常時満水位以下</td></tr> <tr><td>産業廃棄物最終処分所</td><td></td></tr> <tr><td>厚さ 3 m以上の恒久的な盛土・埋立</td><td></td></tr> </table>	道路・鉄道	道路・鉄道敷	河川等	堤防敷・低水路	ダム	堤体・常時満水位以下	産業廃棄物最終処分所		厚さ 3 m以上の恒久的な盛土・埋立			
道路・鉄道	道路・鉄道敷											
河川等	堤防敷・低水路											
ダム	堤体・常時満水位以下											
産業廃棄物最終処分所												
厚さ 3 m以上の恒久的な盛土・埋立												
<p>① 対象地域が狭小で、通常の発掘調査が実施できない場合。</p> <p>② 工事が埋蔵文化財を破壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合。なお、遺構等が確認された場合には、その記録をとる等、適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>工事の施工中に文化財の専門職員が立ち合い、遺構等を確認した場合は、その記録をとる等の措置を講ずる。</p> <p>ただし、次の場合には発掘調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 将来において、発掘調査が実施できる条件が満たされない場合。</li> <li>② 地下埋設物等の設置が想定できる場合。</li> <li>③ 遺構面・遺物包含層上面から厚さ 30cm 程度の保護層が確保できない場合。</li> <li>④ 掘削等により、埋蔵文化財に影響が及ぶ範囲と及ぼない範囲、あるいは埋蔵文化財に影響が及ぶ範囲と盛土・埋立の部分が著しく交錯する場合。</li> <li>⑤ 農業基盤整備事業あるいは土地区画整理事業により整備された農道等が、将来的に市町道等に認定されることが想定できる場合。</li> <li>⑥ 現地表面に立体的に遺存する埋蔵文化財が、盛土等の施工に伴う地形の変化によって、外観上所在が把握できなくなる場合。</li> </ul>	工事立会										
「発掘調査」・「工事立会」の必要がないと考えられる場合。	埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを十分認識した上で、慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は、速やかに教育委員会と連絡をとる。	慎重工事										